

令和 4 年 6 月 21 日現在

機関番号：34424

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K13540

研究課題名（和文）関東御領の成立および展開過程についての実態的研究

研究課題名（英文）A study on the formation and development process of the Kamakura Shogunate's Manor

研究代表者

前田 英之（Hideyuki, MAEDA）

梅花女子大学・私立大学の部局等・准教授

研究者番号：80756099

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、関東御領（鎌倉殿を本所もしくは領家とする荘園・公領）に関する史料を網羅的に収集してそのデータを一覧表にして整理し、鎌倉期を通じての段階的特徴の推移を跡付けた。また、平家領に由来する関東御領が有した幕府の地域支配における積極的役割や、主に東国有力御家人が補任された預所と在来勢力（地頭など）との関係、収取構造などを具体化することにつとめた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年の荘園制研究では、室町期以降、幕府が荘園制の主催者となった様相が具体化され、その要因として鎌倉幕府の軍制構造が果たした役割が注目されている。本研究では、関東御領を有した幕府が鎌倉期における最大規模の荘園領主であった点も上記の要因として看過できないことを論じた。荘園制は日本史学習において難解な分野とされることが多いが、荘園制の展開を鎌倉期～室町期まで架橋させて把握する本研究の取り組みは、幅広い方々の理解を助けることになると考えている。

研究成果の概要（英文）：In this study, I collected historical data related to the Kamakura Shogunate's Manor and organized the data into a list, and traced the transition of the gradual characteristics throughout the Kamakura period. And, I tried to embody the active role of the Kamakura Shogunate's Manor in the regional control of the Shogunate, the relationship between Azukaridokoro and conventional forces (Jito), the aspect that storage work is unified.

研究分野：日本中世史

キーワード：荘園制 平家領 関東御領 領域型荘園 複合的荘域構成 地頭

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

- (1) 「関東御領」とは、「鎌倉殿を本所もしくは領家とする荘園・公領」を指す(牧健二『日本封建制度成立史』など)。寿永2年(1183)7月に平家が都落ちした後、平家一門が領有した所領群(以下、「平家領」)の多くは、後白河院から源頼朝に給付された。関東御領は、これらの「平家没官領」を核とし、その後も増大したと見られる。
先行研究では、関東御領について、鎌倉幕府の経済基盤、鎌倉期荘園制下における地頭制の展開といった視点から分析が進められており(石井進「関東御領研究ノート」・「関東御領覚え書き」、笈雅博「関東御領考」・「続・関東御領考」など)、中世国家における鎌倉幕府の位置づけを財政面・土地制度面から考える際の重要な研究テーマとして成果が蓄積されてきた。
- (2) 上記の研究成果をうけて、本研究では、鎌倉幕府による関東御領の支配状況について、12c末～14c前半にかけての展開過程の段階的特徴を実態的に把握すること。関東御領の本所あるいは領家であり、鎌倉期における最大規模の荘園領主であった幕府による御領支配のあり方について、鎌倉期における荘園制全体の推移の中に位置づけて評価すること。以上二点を次なる課題と考えた。
- (3) なお、(1) - 地頭制の展開に関して、笈雅博氏は、幕府の西国支配という視点から関東御領に分析を加え、平家領段階の流れを汲んで旧平家家人が地頭に任じられた場合、幕府が預所に東国御家人を補任して旧平家家人の地頭を排除したとし、これにより幕府の西国支配が進化したと指摘する(笈雅博「関東御領考」など)。だが、笈氏が主な検討対象とした肥後国人吉荘の事例は、在来勢力の排除が預所による関東御領支配に及ぼした影響を考える際のモデルケースには必ずしもならないのではないか。預所と所務を担う地頭との関係については、西国だけでなく東国を含めた関東御領の事例を幅広く収集した上で再検討する余地がある。
- (4) 以上の問題関心から、本研究では、関東御領の展開について、近年の荘園制研究の成果をうけて、鎌倉期荘園制全体の推移の中に位置づけることを意図し、実態的に分析を進めることとした。

2. 研究の目的

- (1) 近年の研究(海津一朗『中世の変革と徳政』、清水亮『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』、高橋一樹「荘園制の変質と公武権力」など)では、13c中葉以降、「関東御領」概念が当初の「鎌倉殿を本所もしくは領家とする荘園・公領」から「幕府管轄所領の総体(御家人所領を含む)」へと拡大していく様相が指摘されている。「関東御領」概念の拡大という指摘自体に異論はないが、こうした研究の前提として、本来の意味での関東御領について、鎌倉前期～後期を通じての段階的特徴をおさえておく必要がある。このような分析は、以下(2)に記す通り、荘園制下における鎌倉幕府の歴史的位置づけを考えるための基礎的作業となるだろう。
- (2) 室町期以降、荘園制下の土地制度は、平安後期以来の「荘園公領制」にかわり、鎌倉幕府軍制の下で展開してきた「武家領対本所一円地体制」が基本的枠組みになると指摘されている(高橋典幸「鎌倉幕府群生の構造と展開」など)。幕府が荘園制の主催者となる際にその軍制構造の展開が大きな位置を占めたことは当然であるが、加えて、幕府が関東御領を領有した鎌倉期における最大規模の荘園領主であった点も看過できないものと思われる。本研究では、関東御領の分析を進める中で、鎌倉後期～南北朝期にかけて幕府によって荘園制が再編される前提条件の一端を明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

- (1) 本研究では、関東御領の段階的特徴の変化を可能な限り正確に把握するため、研究期間を通じて、関東御領に関するデータを網羅的に収集・整理して一覧表を作成する作業を継続的に進めた。
データの収集・整理にあたっては、時期を、：平安後期の平家領、：治承・寿永内乱期の没官領(平家没官領を含む)、：鎌倉前期の関東御領、：(承久の乱以後)鎌倉中・後期の関東御領、の四段階に区分して作業を進めた。
- (2) ：平安後期の平家領については、寿永2年(1183)平家都落ち後、後白河院から源頼朝に寄進されたことが判明する所領を中心にデータを集め、整理・検討を進めて関東御領を特定していった。
- (3) ：治承・寿永内乱期の没官領(平家没官領を含む)・：鎌倉前期の関東御領については、古文書・古記録・編纂史料などから網羅的検出作業を行った。～で収集したデータを軸に、鎌倉初期～後期の展開を跡付け、特に旧平家領が源頼朝に給付されたケースの関東御領の特徴や地域支配における役割を分析した。
- (4) ：(承久の乱以後)鎌倉中・後期の関東御領については、～の作業では検出できな

かった関東御領の把握に努める一方で、近年の先行研究で注目されているように、関東御領の概念が「鎌倉殿を本所もしくは領家とする荘園・公領」という本来のあり方から地頭職や得宗領ほか御家人領まで含めたものに拡大していった点に留意しながら、関連史料の検出を進めた。

- (5) 上記の手順で関東御領に関するデータを可能な限り網羅的に収集・整理した上で検討し、鎌倉期を通じた展開過程の分析を進めた。史料収集にあたり、東京大学史料編纂所・宮内庁書陵部・鹿児島大学などへの出張調査を企画し、それらの一部は実施できたが、2020年度以降は新型コロナウイルスの影響で調査は実施できなかった。結果、当初の計画通りに調査できなかった史料もある。また現地調査についても、当初計画していた陸奥国好島荘などへの出張は実施できなかった。

4. 研究成果

- (1) : 関東御領のうち、平家領に由来する所領は、鎌倉期には幕府の地方支配における拠点となったケースが確認できる。一例を挙げれば、摂津国八部郡・播磨国五箇荘は、その立地故にモンゴル襲来時に元軍との戦争への活用が見込まれていた。荘園制成立期以来、平正盛・忠盛以下の平家一門は各地の知行国主・受領などを歴任する中で領域型荘園の立荘に携わり、12c後半期(清盛以降)にあつては立荘推進勢力となった平家は、交通・地方支配の要衝となる場所に広大な領域を有した所領を設定していった。立荘以来の平家領に備わっていた地域の拠点という機能がそのまま関東御領に継承された結果、平家領に由来する関東御領には幕府の地方支配の拠点となるものが確認できると考えられる(拙稿「平家領の領有構造と治承三年政変」拙著『平家政権と荘園制』に収録・「平家政権論」)。

- (2) : 鎌倉初期における関東御領の領域支配は必ずしもスムーズに展開したわけではなかった。伊勢国では、元暦元年(1185)7月に発生した伊賀・伊勢平氏の乱への参加者や、乱に関与した嫌疑をかけられ源義経によって滅ぼされた平信兼らの所領が没官された。こうして生じた没官領の多くが地頭職補任という形で御家人らに給与される一方、没官領の中には関東御領とされた所領もあった。文治3年(1187)3月30日付「公卿勅使伊勢国馭家雑事勤否注文」(『吾妻鏡』)によると、三箇山・昼生荘・小倭田荘などが関東御領として設定されたものと判断できる。源頼朝が謀叛人跡知行地を朝廷の国家的収取体制に組み込ませる方針を示す中で、これらの所領で伊勢公卿勅使役(馭家雑事役)の対捍が生じていた事実は、在来勢力が排除された後、新規に補任された預所にとって領域支配の再建が容易ではなかったことを物語るものと考えられる(拙稿「一國平均役の制度と運用実態 - 伊勢公卿勅使馭家雑事役の検討から - 」)。

- (3) : 鎌倉前期以降についても、関東御領の預所(多くの場合、東国有力御家人が補任されたと考えている)による領域支配の実現は、地域秩序との関係構築の成否によって規定された想定している。この点については、研究期間に収集したデータに基づき研究報告や論文発表を行い、見解を公表したいと考えている。

- (4) 鎌倉期を通じた関東御領の段階的特徴を分析する指標として荘園収取構造に注目した。その前提として、鎌倉期荘園制の全体的な動向を検証する研究を進めた。2020年度の日本史研究会大会報告では、院政期に複合的荘域構成として立荘された領域型荘園が鎌倉期以降どのように展開したかについて、複合的荘域で構成されることの意義を追究しつつ特に収取構造に注目して素描することを試みた。主な論点は下記の通り。

12c末に設置された文治記録所の荘域調査により、立荘時の権利関係が確認された結果、領域型荘園の荘域は複合的構成として維持されることになった。後鳥羽院政期以降、この記録所調査で確認された荘域に則して一國平均役などの国家的用途調達が繰り返された結果、荘域の複合性が定着することになった。

複合的荘域構成の領域型荘園では、荘園年貢だけでなく、包摂した国衙領を対象に賦課された国衙年貢や一國平均役などの徴収・弁済も荘園収取機構に収斂され、荘域全体の収納業務が荘園領主のもとに一元化されていった。収納業務の一元化は、後鳥羽院政期に所領群が一國平均役の賦課単位となったことから裏づけられる。

鎌倉後期に特徴的な「一円地」においても、領域型荘園の複合的荘域構成は「枠組み」として継続していた。但し、包摂所領における収納業務を維持・強化するため、荘園領主が武家に依拠するケースも出てきており、これが荘務上での武家の機能を拡大させる一因となったと見られる。

以上により、中世前期に成立した領域型荘園では、立荘以来の複合的荘域構成は多くの場合は存続し、荘園領主による領域支配は複合的荘域が整序される方向(一元化)ではなく、複合的荘域構成のままに収納業務が一元化される方向で実質化したとの見通しを得た(拙稿「鎌倉期の荘園制と複合的荘域」)。

- (5) : (4)を踏まえて、関東御領における預所による領域支配の推移について、『飯野家文書』が伝来し比較的史料状況に恵まれた陸奥国好島荘における預所伊賀氏の動向を素材に具体化することを試みた。主な論点は下記の通り。

好島西荘では、石清水社に弁済する本所年貢、幕府に弁済する「関東御年貢」は、預所伊賀氏のもとに一元化された収納物から石清水社・幕府に弁済された。

好島荘では、鎌倉初期に多くの免田を組み込んで荘域が画定され、またその後も開発・再

開発が進められたことで荘域構成は複雑化していた。そうした中で預所伊賀氏は、預所開発地を飯野八幡宮領とする、飯野八幡宮造営役を荘域全体に賦課するなど、飯野八幡宮を梶子に領域支配を展開し、収納業務を一元化していた。

但し、預所による領域支配は、通説が論じた地頭職を兼帯して排他的な支配を進めるといった性格のものではなく、鎌倉佐保氏が指摘した通り（「鎌倉期における荘園制支配の実態と秩序 - 陸奥国好島荘を素材として - 」）、預所・地頭の重層的支配のもとに実現していた。「山相論」の経過からも明らかのように、預所の支配は地頭ら在来領主が担ってきた在地における社会的機能に依拠したものであった。

以上により、預所伊賀氏による領域支配は、通説が論じてきた地頭（在来領主）支配を必ずしも排除するものではなく、地頭らの在地における社会的機能に依拠しながら、「関東御年貢」や飯野八幡宮造営役などの収取を一元化することで実現していた様相を具体化した（拙稿「関東御領陸奥国好島荘における領域支配の展開」）。

- (6) その他、九州地域における荘郷地頭制開始直後の在地状況や平安期に形成された荘園群が治承・寿永内乱を経て鎌倉期以降どのように推移したかを検討した論文を発表した（拙稿「院政期～鎌倉期の宇佐弥勒寺領」）。また、中世前期の出雲地域における荘園制の展開を扱った研究書の書評を行った（拙稿「書評と紹介 佐伯徳哉著『権門体制下の出雲と荘園支配』」）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 前田英之	4. 巻 42
2. 論文標題 新刊紹介 生駒孝臣著『楠木正行・正儀：この楠は正成が子なり、正行が弟なり』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 花園史学	6. 最初と最後の頁 61-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田英之	4. 巻 18
2. 論文標題 関東御領陸奥国好島荘における領域支配の展開	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 梅花女子大学文化表現学部紀要	6. 最初と最後の頁 71-85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.20832/00000252	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 前田英之	4. 巻
2. 論文標題 平家政権論	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 秋山哲雄・田中大喜・野口華世編『増補改訂新版 日本中世史入門 論文を書こう』	6. 最初と最後の頁 89-104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田英之	4. 巻 703
2. 論文標題 鎌倉期の荘園制と複合的荘域	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本史研究	6. 最初と最後の頁 30-60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田英之	4. 巻 869
2. 論文標題 書評「佐伯徳哉著『権門体制下の出雲と荘園支配』」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本歴史	6. 最初と最後の頁 96-99
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田英之	4. 巻 182
2. 論文標題 院政期～鎌倉期の宇佐弥勒寺領	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 九州史学	6. 最初と最後の頁 27～52頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田英之	4. 巻 269
2. 論文標題 一國平均役の制度と運用実態 - 伊勢公卿勅使駅家雑事役の検討から -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ヒストリア	6. 最初と最後の頁 1～26頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 前田英之
2. 発表標題 鎌倉期の荘園制と複合的荘域
3. 学会等名 日本史研究会大会報告（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 前田英之
2. 発表標題 一國平均役から見た日本中世
3. 学会等名 歴史学フォーラム（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 前田英之	4. 発行年 2017年
2. 出版社 吉川弘文館	5. 総ページ数 320
3. 書名 平家政権と荘園制	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関